

# 経営者のための やさしい企業年金教室

2019年11月27日

## 32 時限目：企業年金を活用した公的年金の繰下げ受給

2019年4月以降の「ねんきん定期便」に繰下げ受給（年金の受給開始時期を65歳より遅らせる）の案内が記載されるようになりました。

### ■繰下げ受給とは

公的年金は原則65歳から支給されますが、受給開始年齢は60歳から70歳の間で自由を選ぶことができます。受給開始時期を遅らせると1カ月につき0.7%増額され、70歳から受給を開始する場合は42%増額されることとなります。

なかなか魅力的な額ですが、繰下げ受給を選択する人は、全体の1%程度に過ぎず、厚生労働省ではこの理由を、仕組みが認知されていないためだと考えているようです。

### ■企業年金の受け取り方

企業年金とは言いながらも、大多数の方は退職時に一時金での受け取りを選択しています。

退職一時金は税制優遇が手厚く、例えば40年間企業に勤務した場合、2,200万円の所得控除があり、超えた場合には、超えた金額の1/2だけに課税されます。

一方、年金として受領する場合には、65歳以上の場合、年間120万円の所得控除がありま

すが、この控除枠は公的年金との合計額となるため、企業年金はかなりの部分が課税の対象になる、と考えられます。そこで、大多数の方が一時金での受け取りを選択されているのです。

### ■企業年金を活用した公的年金の繰下げ受給

大半の方にとって、老後の資金は公的年金が頼りです。42%増額されるからと言って、70歳までの5年間を年金なしで過ごすのは非常に困難です。

そこで、公的年金を受領しない5年間を、企業年金で補完するという方法があります。

この5年間は、120万円の年金に対する控除枠を企業年金に充てることのできるのです。また、一般的に年金で受け取ると、一時金に比べ受け取る総額は増加します。

### ■繰下げ受給の留意点

70歳までの繰下げ受給を選択した場合、年金額は42%増加するので、82歳以降は生涯に受け取る年金額が多くなりますが、いくつか留意すべき点もあります。

#### ①加給年金を受け取れない場合があります

厚生年金の加入期間が原則20年以上ある場合、受給が始まると配偶者が自らの年金を

# 経営者のための やさしい企業年金教室

受け取れる 65 歳になるまで、加給年金（約 39 万円）が支給されます。しかし、繰下げ期間中はこれを受け取れず、配偶者が 5 歳以上年下の場合は、受け取れなかった金額は最大で約 200 万円に達します。

※基礎年金（1 階部分）だけを繰下げた場合は、加給年金を受給できます。

## ②税や社会保険料が増す可能性があります

所得税や住民税は、所得の高い人が多く支払う累進課税となっています。また、国民保険料および介護保険料も同様に増加し、さらにこれらの自己負担割合が増える可能性もあります。

これらを考慮すると、実際に「元が取れる」のは 82 歳よりももう少し先になると考えら

れます。

## ■繰下げ受給は選択する方が良いのか

65 歳時点での平均余命（今後生存する期間）は男性で 19.6 年、女性が 24.4 年となっており、「元が取れる」年齢まで生存できる可能性は高いと言えます。公的年金は終身支給されるので、幸いに長寿となった場合の精神的な安定も得られます。

こうしたことを考慮したうえで、可能であれば企業年金を活用しつつ、公的年金の繰下げ受給を選択することも検討してはいかがでしょうか。

◇企業年金相談センター（NPO 法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均

### <企業年金を活用した公的年金の繰下げ受給のイメージ図>

